

【田子町地域おこし協力隊募集要項】

青森県田子町（たっこまち）～都会を離れて、にんにくの町で働こう～

移住コーディネーター（地域おこし協力隊員）を募集します！

青森県田子町（たっこまち）では、「移住コーディネーター（地域おこし協力隊員）」1名を募集いたします。

当町は青森県の最南端に位置し、岩手県（二戸市・八幡平市）と秋田県（鹿角市）に接する県境の町で、国立公園十和田湖までは、車で約1時間（約30km）の距離にあります。

雄大な自然と冷涼な気候を生かし丁寧に育てられた、全国ブランド「たっこにんにく」と脂身の旨さが際立つ「田子牛」は町自慢の特産品です。毎年秋の収穫期には、これらのPRを目的に「にんにくとべごまつり」が開催され、2日間で県内外から約10,000人が来場する一大イベントとなっています。

人口は約5,800人、面積は241.98㎢（東京ドームなら約51個分、東京ディズニーランドなら約5個分がすっぽりと収まる広大な面積）で、うち約80%が山林です。

町では、憧れの田舎暮らしをサポートするため、一人でも多くの方々に「住んでみたい、住みやすい、住み続けたい」と感じてもらえるようなまちづくりを進めています。

都会の騒々しさから離れて、田舎でのんびり、心にゆとりを持って働きたい、子育てをしたいと思う方、私たちと一緒に力を合わせ、あなたのアイデアやセンスを生かして地域おこしに取り組んでくれる「仲間」を探しています！まずはお気軽にご連絡ください。

あなたの踏み出す一歩が「道」となり、地域の「やる気」と「元気」につながります！

【募集概要】

■雇用形態・期間

- (1) 非常勤の特別職（田子町地域おこし協力隊員）として、町長が委嘱します。
- (2) 任用期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日とし、活動に取り組む意欲や勤務態度等により委嘱期間を更新します。ただし、最長で平成32年3月31日までの3年間とします。
- (3) 隊員としてふさわしくないと町長が判断した場合は、委嘱期間中でもその職を解くことができるものとします。

■業務内容、募集人数

(1) 移住コーディネーター1名

- ・ 移住希望者の個別相談、来訪時の現地案内・PR、地域住民とのパイプ役
- ・ 移住に関する情報取材、インターネットやSNSを活用した情報発信
- ・ 移住体験ツアー等の企画運営
- ・ 移住受入態勢の整備、移住後のサポート
- ・ その他移住促進に関する業務

■勤務地、勤務日、勤務時間、休日

田子町内（所属部署：田子町役場 住民課 子育て定住移住支援室）

- (1) 勤務日は週5日、勤務時間は週29時間のフレックスタイム制とします。
- (2) 休日は週2日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの閉庁期間とします。
ただし、業務の都合で休日出勤した場合、休日の振替対応とします。

■報酬

月額166,000円（ただし、活動意欲や勤務態度等を考慮し昇給する場合あり）
※賞与、時間外手当、退職手当等の支給はありません。

■募集対象

- (1) 3大都市圏の都市地域又は地方都市（条件不利地域は除く）にお住まいの方（住民票を有する）で、隊員の採用決定後は、田子町に住民票及び生活拠点を移すことができる方 ※「3大都市圏の都市地域又は地方都市」とは以下のとおり
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村
- (2) おおむね20歳～40歳位までの方（性別不問。家族での居住も可能）
- (3) 心身ともに健康で、地域協力活動に意欲と情熱を持っている方
- (4) 地域特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (5) 隊員の活動終了後、町内において起業又は就農・就業して定住する意欲のある方
- (6) 活動内容について積極的な提案をできる方、企画能力がある方
- (7) 住民と協力しながら、地域を元気にするために意欲的に行動できる方
- (8) 普通自動車運転免許を所持し、日常的な運転に支障のない方（AT限定可）
- (9) パソコンの基本的な操作のほか、インターネット環境を活動に利用できる方
- (10) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■待遇・福利厚生

- (1) 社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険に加入します。
- (2) 有給休暇については、田子町臨時職員管理規程によります。（年間 20 日）
- (3) 住居は町が借り上げて準備いたします。また、引っ越しに必要な経費については、町の規定により算定した額の赴任旅費を支給いたします。
- (4) 住居のインターネット環境に係る経費（光回線利用料、プロバイダ手数料）は町が負担します。
- (5) 居住に関する生活備品の購入及び光熱水費等の使用料は、隊員の負担となります。
- (6) 活動に使用するパソコン 1 台は町が貸与します。また、活動に使用する自動車は、平成 29 年 10 月以降に 1 台貸与します。
- (7) 地域おこし協力隊員を対象としたスキルアップ研修などの支援を予定しています。

■申込受付期間

平成 29 年 2 月 1 日 (水) ~ 平成 29 年 2 月 28 日 (火)

■応募方法・選考の流れ

【応募方法】

- (1) 申込用紙と応募レポートをあわせて提出してください。
 - ① 申込用紙は田子町のホームページから取得してください。
 - ② 応募レポート（1,200 字程度）の様式もホームページから取得できます。
内容：「応募動機・自己PR」「田舎暮らしについて思うこと」
：「私の目指す地域おこし協力隊像」以上 3 項目を盛り込んだ内容のこと。
- (2) 提出先
〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平 81 番地
田子町役場 政策推進課「地域おこし協力隊員」募集係あて
- (3) 提出方法
郵送のみ
- (4) 提出期限
平成 29 年 2 月 28 日 (火) ※必着のこと

【選考の流れ】

- (1) 第 1 次選考
3 月上旬(予定)に書類選考の上、結果は応募者全員に文書又はメールで通知します。
- (2) 第 2 次選考
3 月上旬(予定)、第 1 次選考合格者を対象に第 2 次選考試験を実施します。詳細な日時、場所及び内容等については、第 1 次選考結果を通知する際にお知らせします。
なお、第 2 次選考受験者の旅費等については個人負担となります。

■その他

- (1) 町内での生活は、移動手段として自家用車の所有が必要不可欠です。
- (2) 住居は民間のアパートを借り上げる予定ですので、生活に必要な家具・家電などはご自身で揃えていただきます。
- (3) 副業については、活動に支障のない範囲で勤務時間外に行う場合に限り認めます。
- (4) 現在、町内では3名の地域おこし協力隊員が活動しています。詳細については、町のホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

田子町役場 政策推進課 政策推進グループ 地域おこし協力隊担当：原 ^{はら} ^{けい} ^{いちろう} 慶一郎

〒039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平 81 番地

TEL : 0179-20-7127 (政策推進課直通) FAX : 0179-32-4294

URL : hara0486@town.takko.lg.jp